

2022年12月7日  
沖縄電力株式会社

## 電気料金激変緩和対策事業にかかる対応について

当社は、2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気・ガス価格激変緩和対策事業<sup>注1</sup>（以下「電気料金激変緩和対策事業」といいます。）について、公共料金である電気料金に求められる社会的要請、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減や現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力といった観点から総合的に勘案し、電気料金激変緩和対策事業にかかる措置（以下「本措置」といいます。）を下記の通り実施することといたしました。

また、本措置に関連して本日、経済産業大臣に対して、「特定小売供給約款以外の供給条件」の認可申請および「離島等供給約款以外の供給条件」の承認申請を実施しました。

### 記

#### 1. 対象となるお客さま

低圧または高圧で受電して電気をご使用になるお客さま

#### 2. 本措置の概要

特定小売供給約款等に基づき算定される燃料費調整単価から、1 kWh あたり以下の単価（税込）を軽減

適用期間	低圧	高圧
2023年1月使用分（2月分料金）から 2023年8月使用分（9月分料金）	7.0円	3.5円
2023年9月使用分（10月分料金）	3.5円	1.8円

※本措置の実施に関し、お客さまご自身での手続きは不要です。

※本措置により、当社モデルケース（使用電力量260kWh/月）においては、毎月1,820円の値引き（国のモデルケース（使用電力量400kWh/月）においては、毎月2,800円の値引き）となります。

※2023年11月分料金以降の措置については現時点で未定となっています。

※本措置については、検針票およびHPでもお知らせいたします。

別紙：（参考）電気料金激変緩和対策事業と当社の料金値上げ（2022年11月28日公表）との関係イメージ

注1：電気・ガス価格激変緩和対策事業について

2022年10月に政府が決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策です。2023年度前半にかけて、毎月の請求に直接反映する形で料金の値引きを行い、電気料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減します。

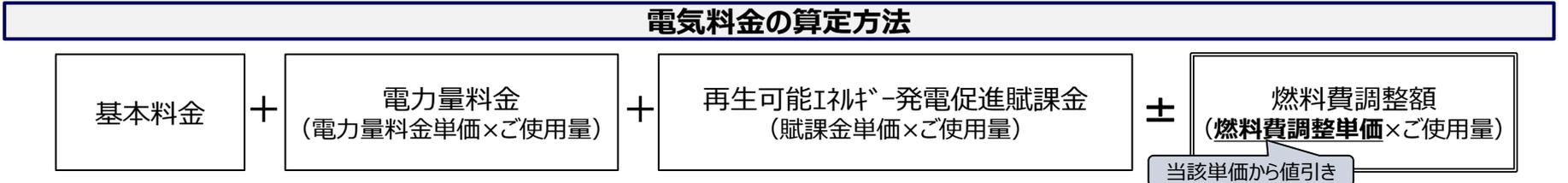
詳細は、以下の経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

以 上

# 別紙：（参考）電気料金激変緩和対策事業と当社の料金値上げ（2022年11月28日公表）との関係イメージ

- 国による電気料金激変緩和対策事業に係る電気料金の値引措置は、2023年2月分電気料金（1月検針日以降のご使用分）から実施される予定となっております。
- 2022年11月28日に公表した2023年4月実施予定の当社の電気料金値上げ後においても、当該値引単価（低圧：7円/kWh、高圧：3.5円/kWh）は2023年9月分料金まで継続適用され、2023年10月分電気料金に適用される値引単価は半額となる予定です。（2023年11月分以降の措置は現時点で未定。）
- 従量電灯（低圧供給）にご加入のお客さまの平均的なモデル（月間使用量260kWh）の場合、当社電気料金値上げによる値上げ率は39.3%となるものの、当該値引き措置により増加分の割合は18.7%となる見込みとなっております。



## 従量電灯にご加入のお客さまの平均的なモデル（月間使用量260kWh）での料金ご負担イメージ

